

郡

報

第四拾號

目次

一、利根郡立農事講習所規則中改正

一、全講習所養蚕專科規程

一、大正六年度利根郡歲入出豫算

一、大正四年度全歲入出決算

一、利根郡農會農事指導員規程及囑託指導員氏名

一、利根郡海軍志願兵成績

一、六週間現役兵相當者ノ身体検査成績

一、大正六年利根郡壯丁教育調查

(1) 壯丁教育程度表

(2) 壯丁職業別表

(3) 壯丁教育成績

一、大正六年壯丁町村別合格者調査表

一、歐洲交戰各國兵員補充ノ概況

一、痘瘡豫防心得

一、各町村ニ於ケル品評會開設度數調

一、利根郡農會役員選舉ノ結果及町村農會役員氏名

一、北海道移住者ノ経過報告

一、町村吏員ノ異動

一、小學校教員ノ異動

郡報 第四拾號

利根郡令第一號

大正三年三月十九日利根郡令第三號利根郡立農事講習所規則中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年五月一日

利根郡長 野中富三郎

第六條中「本所ハ便宜支所ヲ置クコトアルヘシ」トアルヲ「十五歳」ニ改ム

シ」ニ改ム

第十二條第二號中「滿十五歲」トアルヲ「十五歲」ニ改ム

第十三條中「戸籍謄本トアルヲ「戸籍抄本」ニ「三月十九日」トアルヲ「三月三十日」ニ改ム

一號様式中「御所へ入所」トアルヲ「御郡立農事講習所へ入所」トシ「戸籍謄本」トアルヲ「戸籍抄本」ニ改ム

本ニ改ム

四則様式中〔御所（入所）トアルヲ御郡立農事講習所へ入所トレ〔御所ノ〕トアルヲ〔今所ノ〕ニ改ム

利根郡令第二號

利根郡立農事講習所養蠶專科規程左ノ通り相定メ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年五月一日

利根郡長 野中富三郎

利根郡立農事講習所養蠶專科規程

{2}

第一條 本所ハ養蠶ニ必要ナル普通ノ知識及技術ヲ養成スル目的ヲ以テ本規程ニ依リ養蠶專科生ヲ置ク

第二條 養蠶專科生ノ定員ハ必要ニ應シ其都度之ヲ定ム

第三條 養蠶專科ハ春蠶科及秋蠶科ノ二種トシ在學期間ハ春蠶科ニ在リテハ五月十日ヨリ六月三十日迄秋蠶科ニ在リテハ七月二十日ヨリ八月三十一日迄トス

第四條 専科生トシテ入所レ得ヘキ者ハ左ノ各號ニ該當スルコトヲ要ス

一、本郡ニ永住ノ見込アルモノ

二、身體健全品行方正ニシテ年齢十五歳以上ノ男子タルコト

三、尋常小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ

第五條 專科生トシテ入所セムトスルモノハ春蠶科ニ在リテハ四月三十日限リ秋蠶科ニ在リテハ七月十日限リ町村長ノ證明ヲ得テ願書ヲ郡長ニ差出スヘシ

第六條 專科生ノ在學中ニ於ケル賄料ハ本所ノ負擔トシ且ツ授業料ヲ徵收セス

第七條 専科修了生ニハ其ノ成績ヲ考查シ修業証書ヲ授與ス

第八條 専科生ニシテ修業ノ見込ナク又ハ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ退所ヲ命スルコトアルヘ

シ

{3}

利根郡告示第八號

郡會ノ議決ヲ經タル大正六年度利根郡歲入出豫算及特別會計ニ屬スル歲入出豫算ノ要領左ノ如キ

大正六年四月廿六日

利根郡長 野中富三郎

大正六年度群馬縣利根郡歲入歲出豫算

歲 入

第一款 經常部

金壹圓

第一項 雜收 入

金壹圓

第二款 物品賣拂代

金壹萬壹千百四拾四圓○參錢

第二款 各町村分賦額

金壹萬壹千百四拾四圓○參錢

第一項 各町村分賦額

金九百七拾五圓五拾壹錢

第一款 繼越金

臨時部

第一項 前年度繸越金

金九百七拾五圓五拾壹錢

第二款 補助金

金百參拾五圓

第一項 縣補助金

金百參拾五圓

臨時部合計 金壹千百拾圓五拾壹錢

歲入總計 金壹萬貳千貳百五拾五圓五拾四錢

歲 出

第一款 經常部

金七百四圓

第一項 會議費

金五百四拾四圓

第二項 郡會議費

金百六拾圓

第二款 郡事務費

金貳拾九圓

第一項 郡事務費

金百貳拾九圓

第三款 教育費

金七拾四圓

第一項 執務費

			第二項	調 査 費	金四拾圓
第四款			第一項	勸 業 費	金八百六拾圓
第五款			第一項	技 術 員 費	金八百六拾圓
第六款			第一項	神 社 費	金四拾八圓
第七款			第一項	地 方 改 良 費	金四拾八圓
第一項			第一項	豫 備 費	金參百六拾四圓
經常部合計			第一項	豫 備 費	金參百六拾四圓
			第一項	金貳千四百拾九圓	金貳百圓
			第一項	臨 時 部	
第三款			第一款	徵 發 費	金壹圓
第一項			第一項	輸 送 費	金壹圓
第二款			第一項	議 員 選 舉 費	金參圓
第一項			第一項	郡 會 議 員 選 舉 費	金參圓
第三款			第一項	教 育 費	金貳百貳拾圓
第一項			第一項	講 習 會 費	金百五拾圓
第二項			第二項	調 查 費	金七拾圓
第四款			第一項	勸 業 費	金壹千貳百拾圓
第一項			第一項	講 習 會 費	金參百六拾圓
第二項			第二項	獎 劵 費	金六百七拾圓
第三項			第三項	調 查 費	金百八拾圓
第五款			第一項	地 方 改 良 費	金百參拾圓
第一項			第一項	講 習 會 費	金四拾圓
第二項			第二項	調 查 費	金六拾圓
第三項			第三項	獎 劾 費	金參拾圓
第六款			第一項	土 木 补 助 費	金七百八拾六圓
第一項			第一項	土 木 补 助 費	金七百八拾六圓
第七款			第一項	教 化 事 業 补 助 費	金四百參拾圓
第一項					

第八款 農業補助費

金貳千參百圓

第九款 第一項 農業補助費

金貳千參百圓

第九款 第二項 衛生費

金四百貳拾壹圓五拾錢

第十款 第一項 衛生講話會費

看護婦養成講習會費

金貳百五拾圓

第十款 第二項 勸業費本年度支出額

金九百六拾六圓七拾五錢

第十一款 第一項 摸範林業費本年度支出額

金九百六拾六圓七拾五錢

第十一款 第二項 農事講習所補充金

金參千參百六拾八圓貳拾九錢

第一項 补充金

金參千參百六拾八圓貳拾九錢

臨時部合計 金九千八百參拾六圓五拾四錢

歲出總計 金壹万貳千貳百五拾五圓五拾四錢

大正六年度群馬縣利根郡立農事講習所費歲入歲出豫算

歲 入

經常部

第一款

事業收入

金千四百五十貳圓七拾錢

第二款

收得品拂代

金千四百五拾貳圓七拾錢

第三款

基金收入

金五圓

第一項

請習所基金收入

金五圓

第二項

寄附金

金八拾五圓

第一項

雜收人

金壹圓

第四款

不用品賣拂代

金參百圓

第一款

繩越金

金參百圓

經常部合計

金千五百四拾參圓七拾錢

第一項

繩越金

金參百圓

第二款

郡費補充

金參千參百六拾八圓貳拾九錢

第一項

郡費補充

金參千參百六拾八圓貳拾九錢

臨時部合計 金參千六百六拾八圓貳拾九錢

歲入總計

金五千貳百拾壹圓九拾九錢

歲出

經常部

第一款

事務所費

金貳千百五拾圓六拾四錢

第一項

諮詢費

金千七百九拾四圓

第二項

需 要 費

金百八拾六圓六拾四錢

第三項

修繕費

金百七拾圓

第二款

事業費

金千九百五拾壹圓參拾五錢

第一項

事業諮詢費

金千九百五拾壹圓參拾五錢

第三款

講習所費

金百六拾五圓

第一項

基本積立

金百六拾五圓

第四款

豫備費

金四拾五圓

第一項

豫備費

金四拾五圓

經常部合計

金四千參百拾壹圓九拾九錢

臨時部

金九百圓

第一款

農事講習所購入費

金九百圓

第一項

農事講習所購入費

金九百圓

臨時部合計

金九百圓

歲出總計

金五千貳百拾壹圓九拾九錢

大正六年度利根郡有基金歲入歲出豫算

歲 入

第一款 財產收入

金參百貳拾四圓六拾錢

第二項 動產收入

金七拾七圓六拾五錢

第三項 不動產收入

金貳百四拾六圓九拾五錢

歲入總計 金參百貳拾四圓六拾錢

歲 出

第一款 諧 稅

金貳拾圓

第二項 諧 稅

金貳拾圓

第二款 蒜 積 金

金參百四圓六拾錢

第一項 蒜 積 金

金參百四圓六拾錢

歲出總計 金參百貳拾四圓六拾錢

大正六年度利根郡罹災救助基金歲入歲出豫算

歲 入

第一款 罷災救助基金收入

金五百五拾圓六拾八錢

第一項 動產收入

金五百五拾圓六拾八錢

歲入總計 金五百五拾圓六拾八錢

歲 出

第一款 罷災救助基金

金五百五拾圓六拾八錢

第一項 救助費

金六拾圓

第二項 薩積金

金四百九拾圓六拾八錢

歲出總計 金五百五拾圓六拾八錢

利根郡告示第九號

大正四年度利根郡歲入出及特別會計ニ属スル歲入出決算ノ要領左ノ如シ

大正六年五月一日

利根郡長野中富三郎

大正四年度群馬縣利根郡歲入歲出決算

歲 入 經 常 部

(△印ハ決算額)

第一款 雜 收 入

金壹圓

第一項 物品賣拂代

金

第二款 各町村分賦額

金八千八百四拾七圓八拾壹錢九厘

第一項 各町村分賦額

金八千八百四拾七圓八拾壹錢九厘

歲入經常部合計 金八千八百四拾八圓八拾壹錢九厘

金八千八百四拾七圓八拾壹錢九厘

歲入臨時部

第一款 补助金

第一項 幹助金

歲越金

第二款

歲越金

前年度歲越金

第三款

財產收入

第一項

現金收入

第四款

模範林不用木拂下代

歲入總計

金壹千七百六拾貳圓九拾五錢
金貳千貳百六拾八圓貳錢八厘

歲出經常部

歲入臨時部合計
金壹万六百拾壹圓七拾六錢九厘
金壹万壹千百拾五圓八拾四錢參厘

第一款 會議費

第一項 郡會議費

金六百五拾八圓六拾錢
金七百圓九拾四錢

第二項 郡參事會費

金五百四拾參圓六拾錢
金六百參拾六圓拾壹錢

第二款 郡吏員費

郡吏員費

金百拾五圓
金六拾四圓八拾叁錢

第三款 教育費

獎勵費

金七拾五圓
金壹百參拾貳圓五拾錢

第一項 勸業費

調查費

金五拾參圓
金壹百拾圓九拾錢

第二項 調查費

技術員諸費

金五百五拾參圓
金五百七拾貳圓七拾五錢

第一款 第二項

調查費

金七拾圓
金六拾圓

金壹百四拾圓

金壹百拾貳圓

金壹百拾伍圓

金九百貳拾圓

金九百七拾四圓四拾七錢四厘

金九百貳拾圓

金五百八拾七圓九拾五錢

金參百六拾五圓

金五百八拾七圓九拾五錢

金壹百拾五圓

金壹百拾六圓五拾五錢

金壹百拾六圓五拾五錢

金壹百拾六圓五拾五錢

金壹百拾六圓五拾五錢

金壹百拾六圓五拾五錢

歲出經常部

(16)

第五款

電 話 費

金四拾五圓
△金四拾壹圓七拾五錢

金四拾五圓

第六款

電 話 費

金四拾四圓
△金四拾壹圓七拾五錢

金四拾四圓

第七款

神 社 費

神饌幣帛料

金四百貳拾九圓
△金四百八圓四拾錢

金四百八圓四拾錢

第一項

地 方 改 良 費

金四百八圓四拾錢
△金四百八圓四拾錢

金四百八圓四拾錢

第八款

豫 備 費

金四百貳拾七圓貳拾六錢九厘
△金千九百八拾參圓拾五錢

金千九百八拾參圓拾五錢

歲 出 經 常 部 合 計

金貳千壹百貳拾八圓八拾六錢九厘
△金千九百八拾參圓拾五錢

金千九百八拾參圓拾五錢

第一款

歲 出 臨 時 部

金壹圓

第一項

徵 發 物 件 輸 送 費

金一

第二款

議 員 選 舉 費

金七拾壹圓

第一項

郡會議員選舉費

金四拾八圓參拾五錢

金四拾八圓參拾五錢

第三款

土 木 补 助 費

金七百六拾圓八錢

金七百六拾圓八錢

第四款

土 木 补 助 費

金四百七拾貳圓五拾七錢

金四百七拾貳圓五拾七錢

第一項

勸 業 补 助 費

金七百六拾圓

金七百六拾圓

第五款

青 年 會 补 助 費

金貳百圓
△金貳百圓
△金貳百圓

金貳百圓

第六款

利 根 郡 青 年 會 补 助 費

金四百九拾五圓
△金四百九拾六圓七錢五厘

金四百九拾六圓七錢五厘

第七款

教 育 費

金五百圓
△金五百圓
△金五百圓

金五百圓

第一項 奨勵費

金四百九拾五圓

△金四百拾六圓七錢五厘

第八款 農業費本年度支出額

金壹千五百拾五圓八拾貳錢

△金壹千參百貳拾九圓拾六錢參厘

第九款 模範林業費本年度支出額

金壹千五百拾五圓八拾貳錢

△金壹千參百貳拾九圓拾六錢參厘

第十款 農事講習所費補充金

金貳千七百五拾圓

△金貳千七百五拾圓

第一項 農事講習所費補充金

金貳千七百五拾圓

△金貳千七百五拾圓

第一項 郡有基金

金百拾五圓

△金百拾五圓

第十一款 神社費

金百拾四圓七拾五錢

△金百拾四圓七拾五錢

第一項 優帛供進使服調查費

金百四拾五圓

△金百四拾五圓

第十二款 統計費

金百四拾五圓

△金百四拾五圓

第一項 統計調查費

金百貳拾圓

△金百貳拾圓

歲出臨時部合計 金八千四百八拾貳圓九拾錢

△金七千七百參拾肆圓四拾四錢八厘

歲出總計 金壹万六百拾壹圓七拾六錢九厘

△金九千七百拾七圓五拾九錢八厘

歲入歲出差引殘金壹千參百九拾八圓貳拾四錢五厘

翌年度繢越金

大正四年度群馬縣利根郡立農事講習所歲入歲出決算

第一款 事業收入

(△印「決算額」)

第一項 收得品拂代

金千八百參拾參圓

△金千五百四拾壹圓四拾貳錢九厘

歲出經常部合計 金千八百參拾參圓

△金千五百四拾壹圓四拾貳錢九厘

歲出經常部合計 金千五百四拾壹圓四拾貳錢九厘

第一款 郡費補充

金貳千七百五拾圓

△金貳千七百五拾圓

第一項 郡費補充

金貳千七百五拾圓

△金貳千七百五拾圓

歲入臨時部合計

金貳千七百五拾圓

金貳千七百五拾圓

歲入總計

金四千五百八拾參圓

金四千貳百九拾壹圓四拾貳錢九厘

歲出經常部

第一款

事務所費

金貳千百四圓參拾六錢
金貳千九拾壹圓七拾五錢

第一項 俸給及膳給

金千八百四圓
金千七百五拾六圓

第二項 需要費

金百參拾圓參拾六錢
金百貳圓壹錢

第三項 設備費

金百七拾圓
金貳百貳拾參圓七拾四錢

第二款

事業費

金貳千貳百四拾壹圓
金千六百五拾圓九拾七錢參厘

第一項 事業費

金貳千貳百四拾壹圓
金千六百五拾圓五拾七錢參厘

第三款

郡有基金繕入

金七拾五圓
金七拾五圓

第一項 郡有基金繕入

金七拾五圓
金七拾五圓

第四款

豫備費

金四拾圓六拾四錢
金貳拾六圓

第一項

豫備費

金四拾圓六拾四錢
金貳拾六圓

歲出經常部合計

金四千四百六拾壹圓
金參千八百八拾七圓七拾貳錢參厘

歲出臨時部

金百圓

第一款

農事講習所購入資本年度支出額

金百圓
金百圓

第一項

農事講習所購入資本年度支出額

金百圓
金百圓

第二款

土地購入費

金貳拾圓七拾錢
金貳拾圓七拾錢

歲出臨時部合計

金百貳拾貳圓
金百貳拾圓七拾錢

歲出總計

金四千五百八拾參圓
金參千九百參拾八圓四拾貳錢參厘

歲入歲出差引殘金參百五拾參圓六厘

翌年度繕越金

大正四年度群馬縣利根郡有基金歲入歲出決算

歲入ノ部

(△印ハ決算額)

第一款

財產收入

金八拾七圓九拾七錢

△金八拾八圓零壹錢

第一項

動產收入

金千五百八拾七圓九拾七錢

△金八拾八圓零壹錢

第二款

基金繰入

金千五百八拾七圓四拾五錢

△金千參百五拾五圓

第三款

基金繰入

金千五百八拾七圓九拾五錢

△金千參百五拾五圓

第一項

郡有基金

金百九拾圓

△金百八拾九圓七拾五錢

歲入總計

金千八百六拾五圓九拾貳錢

△金千六百參拾貳圓八拾六錢

歲出ノ部

第一款

郡有基金

金二百四十四圓九十七錢

△金二百五十二圓八十四錢五厘

第一項

郡有基金

金二百四十四圓九十七錢

△金二百五十二圓八十四錢五厘

第二款

諸稅負担

金三十三圓

△金二十五圓壹錢五厘

第一項

諸稅

金二百四十四圓九十七錢

△金二十五圓壹錢五厘

第三款

郡費繰入

金五百八十七圓九十五錢

△金三百六十五圓

第一項

郡費繰入

金五百八拾七圓九十五錢

△金三百六十五圓

第四款

土地購入費

金一百圓

△金九百九十一圓

第一項

土地購入費

金九百九十一圓

△金九百九十一圓

歲出總計 金千八百六拾五圓九拾貳錢

△金千六百參拾貳圓八拾六錢

歲入之部

第一款

罹災救助基金

金四百四拾圓

△金四百八拾圓七拾貳錢

第一項

益金

金四百四拾圓

△金四百八拾貳圓七拾貳錢

大正四年度群馬縣利根郡罹災救助基金歲入歲出決算

(△印ハ決算額)

歲入總計

金四百四拾圓

△金四百八拾二圓七拾二錢

歲出之部

第一款 罷災救助基金

金四百四拾圓

△金四百八拾圓七拾二錢

第一項 救助費

金六拾圓

△金一

第二項 基本編入

金參百八拾圓

△金四百八拾圓七拾二錢

歲出總計

金四百四拾圓

△金四百八拾圓七十二錢

利根郡農會農事指導員規程左記ノ通相定ム

大正六年四月一日

利根郡農會長 野中富三郎

利根郡農會農事指導員規程

第一條 本會ハ農事ノ改良發達ヲ圖ルヲ目的トシ本規程ニ依リ農事指導員ヲ設置ス

第二條 農事指導員ノ定員ハ會長便宜之ヲ定ム

第三條 農事指導員ハ本郡立農事講習所卒業生ニシテ現ニ農事ニ從事セル者ノ中ヨリ會長之ヲ嘱託ス
但必要アルトキハ甲種農業學校卒業者縣立農事試驗所撰拔講習修了者又ハ公立實業補習學校

農業科擔當教員中ヨリ之ヲ嘱託スルコトアルヘシ

第四條 農事指導員ハ本會ノ命ヲ承ケ率先シテ農事改良事項ヲ遂行シ之カ普及獎勵ニ努メ且ツ所屬町
村内ニ於ケル當業者ノ指導ニ任スルモノトス

第五條 農事指導員ハ本會ノ招集ニ應シ若クハ諮詢ニ答フルノ義務ヲ有ス

第六條 農事指導員ヲ嘱託シタル者ニ對シテハ毎年度豫算ノ範囲内ニ於テ年手當及招集手當ヲ支給ス

第七條 前條ノ年手當ハ年度末ニ於テ之ヲ支給シ招集手當ハ招集ノ都度之ヲ支給ス

利根郡農會農事指導員

農事指導員規程第三條ニ依リ五月十九日付ヲ以テ嘱託セラレタル指導員左ノ如シ

沼田町

治

全

七

全

藏

全

八

全

介

全

一

全

治

全

久

全

雄

全

郎

全

嘉

全

二

全

賢

全

太

全

作

全

雄

全

一

全

久

全

三

全

順

全

馬

全

彌

全

淵

櫛片高片根木齊左高齊星小田三
野井岸内藤山藤野林邊浦上品久
甚金淺亮啓梅義求巧季武滿勝昌
馬

本年度利根郡六週間現役兵相當者身體検査ノ結果左ノ通り終結セヨ

○六週間現役兵相當者ノ身体検査成績

大正六年度ニ於ケル海軍志願者ハ總計十四名ナリシカ其内拾名ノ合格者ヲ見タルハ縣下最優ノ成績ヲ得タルモノト云フヘク而シテ右合格者中採用セラレタルモノ左ノ如シ

○利根郡海軍志願兵並ニ其ノ成績

利	南	村	機	關	兵	小	川	龜	吉
白	澤	村	水	兵	小	林	太	源	太
古	馬	牧	機	關	兵	鈴	木	源	司
新	治	村	水	兵	林	松	枝		
糸	之	瀬	軍	樂	竹	吉	仲	治	
之	瀬	村	樂	生					

佐藤澤明泰賢本
佐原千原原原原原
佐原倉後後後後後後
佐原澤澤澤澤澤澤
佐原喜代廣代實井久藤
佐原澤澤澤澤澤澤
佐原倉後後後後後後
佐原千原原原原原
佐野村村村村村村
佐治二雄二司英磨明齊太

○大正六年度利根郡壯丁教育程度別表

町村名	利南村	白澤村	川場村	池田村	薄根村	古馬牧村	水上村	桃野村
農業	三〇	一六	二五	二六	二九	二八	二九	四二
工業	三四	三一	一	五	六	三五	三	三
商業	二	一	三	一	一	一	二	二
雜業	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	二	一	二	一	一	一	七	一
得名者ノ記サル	自	己	シ	氏	ノ	サ	ル	者
計	三七	二二	四二	二九	三〇	三四	三〇	五五

○大正六年利根郡壯丁職業別表

計						
赤城根村						
久呂保村						
糸之瀬村						
川田村						
新治村						
桃野村						
二二				一	一	
四六		七		一	二	五
六六		七		二	三	五
一四〇	四	八	五	〇	〇	三
一四六	一	三	二	五	三	八
一六二	三	六	八	二	三	三
二〇		一		〇		
五						
四				一		
一				一		
一						
五四五	二	〇	二	四	一	八
					三	九
					四	七
					三	七

○壯丁教育成績調查表
(國語科)

大正六年五月調査

{35}

(36)

○壯丁教育成績調查表（算術科）

大正六年五月調査

(38)

{371}

○壯丁教育成績調查表

(國語算術平均)

大正六年五月調査

國語算術科目

計 丁 丙 乙 甲 計 丁 丙 乙 甲

四二一三五 四二〇八二五

六五 二九三四七 六五三五二二六

二九 五五 二二 三三 二八 一二 二五 三三 六八 二八

四三五。二十一、一七、一四四、二十二、五三。

七二 五二 三三 一六六

一四 九二 八五 二三 六六 二二 九一 五〇 五五

未就學者

半途退學者

計

校卒業者

新合尋常小

校卒業者

○大正六年度壯丁教育調査表

○大正六年度壯丁町村別合格者調査表

備考　自己ノ姓名ヲ記シ得サル者三人

國語算術平均

計丁丙乙甲

二五四二一

四一三八五

六二二五一〇五

三六 四六

三六一四二三七三〇

一六六 二三三 四〇 七

一五八

古馬牧村

水上村

桃野村

新治村

川田村

久呂保村

糸之瀬村

赤城根村

計

備考

右列ハ六年度ノ武績ヲ示シ、左列ハ五年度ノ武績ヲ示ス

○歐洲交戦各國兵員補充ノ概況

(備考用事)

近世兵器其他戦争技術の進歩に依り戦争の勝敗は其軍隊訓練の精度及兵數の多寡に關すること益々顯著となり從て各國共に軍隊の教育及兵數增加に努力するに至れり之が爲現今各國軍は何れも未曾有の戦闘人員を揃するに至り又火器の精銳による死傷の増大と激戦の頻發とに依り損傷補充の爲莫大的人員を要するを以て兵員補充の問題は益々重要な因子たるに至れり而も戦争水縮の結果交戦各國何れも其補充資源漸く涸渇せむこと從て種々の方策を講し苟も戦争の勤務に堪ふる者は一人も空しくせさらむことを努むるの状恰も餓者の飯粒を惜むか如きものあり其結果として或は紅頭の少年を戦線に使用し或は纖弱の婦女子をして巡回、消防夫、車掌、運転手等男子の職業を代用せしむるか如き己に世人の知る所の如し今茲に此等各國人員補充の概況を述べむ。

但各國兵役の名稱を異にするも茲には主として本邦の名稱を用ひたり

一、豫備役後備役及補充兵役者の召集

豫備役及後備役者は開戦當初の動員に於て殆ど全召集せられたるは言を俟たず

補充兵役者も平時より軍隊教育を受けたる者(以下之を既教育と稱す)は亦第一の動員に於て召集せられ又未だ軍隊教育を受ける者(以下之を未教育と稱す)は戰争の初期に補充隊に召集せられて一旦教

資を受け漸次戰線に使用せられたり

二、國民兵の召集

佛國の如きは第一の動員に於て既教育國民兵の大部を召集せり獨・塊に於ても開戦當初に既教育國民兵の一部を召集し内地・兵站線等の守備に充てたりしか戰場の擴大と共に之を第一線に使用するに至り從て殘餘の既教育國民兵も漸次召集せらるゝに至れり

徵兵適齡以上の未教育國民兵も漸次召集せられ一且教育を受けて一塊に用ひるゝは補充兵と異なることなし

三、徵兵年次の繰り上げ

丁年以上未教育國民兵は概ね半時の徵兵検査に於て体格劣等なりし者なるを以て其の戰闘能力は充分ならざる所あり之に反し徵兵適齡に接近せる未丁年者は体格上及員額上未教育者中の最重要なる分子なり従つて兵員補充の切迫を豫想するや各團共に徵兵年次を繰り上げ之等未丁年者を徵集しが教育の開始に逐次期年次の者に及ぼせり今一二三の國に就き其徵兵年月の概要を示せば左の如し

(年次は平時豫定入營月年を示す)

年次	區分	佛	國	露	國	獨	國	塊	國
一九一四年兵		一九一四年兵	一九一四年九月	一九一四年十月	一九一四年十一月	一九一四年十二月	一九一四年十一月	一九一四年十一月	一九一四年十一月
一九一五年兵		一九一五年兵	一九一五年八月	一九一五年九月	一九一五年十月	一九一五年十一月	一九一五年十二月	一九一五年一月	一九一五年一月
一九一六年兵		一九一六年兵	一九一六年五月	一九一六年六月	一九一六年七月	一九一六年八月	一九一六年九月	一九一六年十月	一九一六年十一月
一九一七年兵	兵 〔近迄公然徵集セス志願 ノ名義ニテ名數入營セ ルモ十二月ニ於テ公然徵集 スヘキ議案下院ヲ通過ス〕	一九一七年兵	一九一七年五月	一九一七年六月	一九一七年七月	一九一七年八月	一九一七年九月	一九一七年十月	一九一七年十一月
一九一八年兵		一九一八年兵	一九一八年五月	一九一八年六月	一九一八年七月	一九一八年八月	一九一八年九月	一九一八年十月	一九一八年十一月
一九一九年兵		一九一九年兵	一九一九年五月	一九一九年六月	一九一九年七月	一九一九年八月	一九一九年九月	一九一九年十月	一九一九年十一月
			春ノ豫定	ト傳フ	最近徵集セラルヘシ				

即ち一九一七年に就て之を見るに佛露獨は約二年塊は二年半一九一八年兵に於ては露獨は約一年半塊佛は約二年だけ平時より早く入營せしめたるものなり

四、英國の徵兵令施行

從來英國に於ては志願兵制度を採用し開戦の初期に在ても依然此の制度を變更せずして兵員の徵集を努めしも漸次其の成績不良となり一九一五年未遂に「ターピー」鄉徵募案を實施するに至りしか此の時期に於て英國々民は九月に於ける佛國戰場の英軍攻勢の失敗巴爾幹作戦の失敗及露國々民の英國に對する怨嗟甚しきに鑑み戰爭に對する國民思想に一層の緊縮を來たし此の「ターピー」鄉案にして不成功に終らんか強制的徵兵令は必然の結果として出現すべく資しく兵役の免かるへからさるものとせば寧ろ「ターピー」鄉案に從ひ少の特權(佛國式に依り徵集の猶豫不得)及名譽を保存するに如かずと慮

りし爲其の成績大に見るものありて兵役適齡男子總數中兵役應募の届出を爲せし者約三百八十三万即ち總數の約百分の五十六に達せり斯くの如く「タービー」鄉徵募率は盛況を以て終りしも戰況は到底期の如き緩慢なる手段を以て滿足すること能はず遂に一九一六年二月三日所謂條件付徵兵令を公布し滿拾八才より満四拾壹才迄ノ、婚姻ナシノ、ナシヘキ小兒を有セヨ、體格ハ總ニ兵役に服すヘキ義務を有するものと規定せり缺れども、いはゆるノ兵員、日兵、さ徳頗的義務の不合理的なるに顧慮し遂に同年五月一般的徵兵令ヲ公布し左の加く兵役義務を制限するト至れり

満十八才以上清因持一才達の男子にして大女貞常任する英國品以上其役に服するの義務を有す

二、満十九才に達せる男子に對しては爲し得る限り外國勤務に従事せしめるものとす
三、海軍兵役服務希望の者に對しては海軍省先づ必要に從て之を召集す

五、兵役年限の延長及戰時徵集強制法案

獨國に於ては滿十七才より兵役の義務を有するか故に未丁年者を召集するも兵役年を變更するの必
要なきも露佛に於ては兵役は丁年を以て始まるか故に徵兵適齡以前の者の徵集は兵役開始年限の早め
なることに當るへし又獨國は平時の兵役法に依り又佛國は戰時特別の規定を以て戰爭間兵役の轉移を
停止したるを以て開戦當時の最古年國民兵（獨國は滿四十五才佛國滿四十八才）は今尙兵役に在り故に

此等は兵役年限を延長したるの形を爲す斯の如く各國或は平時の法律に依り又は戰時特別の規定に依

り兵役年限は事實上何れも多少増大せるを見るも其の最甚しきものは塊匈國とす即ち同國兵役義務は開戦前は滿十九才より滿四十二歲なりしに一九一五年五月を以て此等の兵役義務者悉皆召集一盡したるを以て同月法律を制定して兵役を滿十八歳より滿五十歲迄に延長し一九一六年一月に至り更に之を滿五十五歲迄延長せり

六、兵役免除の再身本

平時の徵兵検査に於て不合格、我か丁稀なりし者又は平時服役中雑病疾患の爲に兵役免除となりし者も年月の経過と共に身体の發育又は治療の結果兵役に堪ふるに至りし者あり又兵員補充の必要上當時の合格例規を一層低下するの必要を生し一方には又戰時勤務の中には身体に故障ある者にも堪ふる仕事なきにあらず而して此等の仕事を強壯なる者に充つるは戰線の兵力を減し不經濟なるを以て各國共に兵役免除者の再身體検査を行ひ健康程度比較的良好なる者は再び兵役に就かしむるに至れり之を

最も早く實施したるは佛國にして既に一九一四年十二月之を行ひたり次は埃及にして一九一五年六七月の頃に之を始め獨國は一九一五年九月に兵役免除者身體再検査に關する法律を制定し直に實施に着手せり其他露國亦之を實施せるを見る斯くて各國共に苟も何等かの軍務に堪ふる者は一人も餘さず召集するの勢となれり

七、志願兵募集

義務兵役制を採用せる國にして志願兵應募の最も盛なりしは獨國にして開戦當時の如き其の應募數二百万に達せりと稱せり其他露佛埃及共に此の方法を探れり然れども志願兵の採用は各國共に本戰役の初期に於て之を行ひ其の後は法律に依りて前諸項の如く苟も健康程度の兵役に堪ふべき年齢及狀態に在る者は悉皆擧げて兵役に就かしむるに至りし結果目下に於ては志願兵として採用する者殆どながるへし

八、犯罪者の特赦

獨國に於ては開戦後一九一六年一月迄の間に左の如き特赦を行ひ以て直接間接に兵員を増加したり

一、収禁中の現役下士以下及同在郷下士以下にして召集せられたる者の大部

二、収禁中の國民兵役下士以下にして召集せられたる者の大部

三、収禁中の一般人民にして形輕易なる者（概ね二年以下の刑但し犯罪の種類に制限を附す）

四、逃亡其他に依り兵役義務を缺きし者にして一定の期日迄に復歸自首したる者

五、役役参加者に對し輕罪（概ね五年以下の刑に當る）の罪及重罪の一部の訴訟手續を廢止す

六、戰役參加者全部に對し訴訟手續を中止す

七、戰役參加者にして其宣告を受けたる刑又は已に服役中刑の殘餘の一年以下なる者

九、海軍兵の陸戦使用

海軍に於ては兵力の補充を要すること陸軍の如く大ならざるか爲佛國の如きは率先其の豫後備役兵を陸軍に轉役せしめて使用し獨國に於ても亦之を伎ひたり其海兵を陸戦に使用することは各國共に之を實行せり

一〇、婦女子等を以て壯年男子の職業に交代

戰線に一兵をも多く出さむか爲には國內に於ける壯年男子の採りし業務も成るべく老人婦人小兒等を以て交代するの必要なることは言を俟たず各交戰國に於て世人の既に知るか如く婦人が男子の職業を執り其の範圍は各種の職業及勞働に至り中には男子をして後に瞠若たらしむるものあり其の内重なるものを舉ぐれば左の如し

軍需品製造（男性的勞働作業）造船所職工

戰線の後方に於ける彈藥運搬散兵壕塹開兵營内の補助勤務（書記の類）

軍馬調教、巡查、消防夫、

鐵道、電車を含む)從業員(車掌運轉手改札人信號手線路工夫機關車掃除人列車食堂の給仕等)

自動車運轉手

郵便配達(鐵線附近に迄至るもの)郵便馬車の駕者食料品石炭其の他物品配達人

道路掃除人煙筒掃除人窓掃除人點燈婦

旅館の荷物運搬人昇降機操作者荷物馬車の駕者

右の外各種の労働又は職業に互る

一一、外國人聯隊

佛國には外國人聯隊なるもの平時より組織しありて外國人の志願兵を募り開戦後佛軍は之を戰線に使用し其の成績見るへきものありと云ふ而して之か補充には依然として外國人の志願兵を以て之に充てあり其の志願兵も亦尠からず傳ふ

○痘瘡豫防心得 大日本私立衛生會編

痘瘡(疱瘡とも天然痘ともいふ)は急性傳染病中最も怖るへき病なれども最も確實にして最も輕便是豫防法の備はれるも此の病なり、痘瘡唯一の豫防法は種痘にして一國の民一人残らず種痘を済し居らんには其國に絶て痘瘡の入り込むべき筈なく、痘瘡に罹つて苦しむもの一人もなき筈なり、然るを世間往々種痘を怠るものあるか爲めに年々多少の流行を免かれずして幾百幾千の牛乳を犠牲にするは此文明の世の中に誠に恥かしく嘆はべき次第なり、今回も亦た各地方に非常の勢ひを以て流行を來しつゝあり、各自大警戒を以て豫防を實行せられんことを希望す

○種 痘

一、痘瘡に對する唯一の豫防法は種痘なり、故に當時にありても、國民は一般に出生後一年以内に種痘し、更に數へ年十歳にして再種を行ふの規定なり、蓋し種痘善感後一定の期間は痘瘡に對する免疫を得て病毒の感染を免かるゝものなればなり、然れども種痘によりて生する免疫は、各個人の素質は勿論、種痘後の年月久しうに涉るときは消失するものなれば、痘瘡流行の際には未種痘者は素より、既に種痘したるもの又は痘瘡にかかりしこあるものどても、更に種痘を行ひて一層痘瘡に對する抵抗力を完全になし置かざるへからず、併に種痘を施しても善感したるものにあらざれば、免疫質

を生するものにあらず。

さて又種痘若くは痘瘡によりて得たる免疫力の持続する間は、種痘は不感なるものなれども、痘苗の不良なる爲め、又は種痘法の不完全等より、不感に終ることあれは、不感なりごとも直ちに免疫質ありと安心すへからず、かかる場合には、效力の大なる痘苗を用る信頼すへき醫師に就て、更に種痘を受くるを要す。

種痘したるものと雖も、二週間以ヒを経過せされば、免疫質は生せざるを以て、決して病毒に接近せざる様注意すへし。

職務上病毒に接近するの機會多き醫師、看護婦、警察官等は勿論。其他交通機關の街に當る鐵道職員、郵便局員等は、最も早く種痘を厲行せざるへからず、其他多人數の出入する學校工場旅館等も亦同様なり。

二、種痘中は面部、手指を洗ひ、又腰湯をなすは妨けなきも、感冒に罹らぬ様注意すること緊要なり、落痂期までは入浴すへからず、飲食物衣服等は凡て平日の通りにて妨けなきも、襦袢は垢着かさるを可とし、食物は不消化物を忌む、痘疤の出來た場合には、之を摩擦・搔き毀わし、或は痂を無理に剥さる様注意すへし。種痘中若し高き熱を發するか、又は他の發疹の發したる時は、直ちに醫師の診察を乞ふ可し。

種痘後六日乃至八日に種痘醫の點檢を受け、必ず種痘證を貰ひ置き、臨時點檢の用に供すへし苦し不感ならは、更に種痘し置くを良しとす。

○痘　毒

三、痘瘡毒は主として水疱乃至膿疱内に含まれ、極めて抵抗力に富み、乾燥したる状態にては、頗る長く其感染力を保有する者なり。

四、輕症患者の病毒も其實決して弱きにあらず

されば他へ傳染したる後には極めて重き症狀を呈すること多し、然るに輕症の病人の重症者よりも起臥共に自由なるも又一には輕症なるか爲め人の怖れざるより、他の健康者に接する機會多し、從て病毒を散蔓することは重症者よりも一層甚し、是れ最も危險なるものにして、流行の根元なれば決して輕々に観過す可からず、

獨り患者のみならず、患者の使用せる衣類、器具等も病毒を附着するものなれば、此等の物件を取扱ふもの例之、古衣商、紙屑商、洗濯屋等は特に注意すへし

五、痘瘡の病毒は直接に病人ある家との交通によりて傳染し、又間接には病毒の附着したる物品、乃ち病人の使用せる寢具、衣類、其他家具等によりても媒介せらるゝのみならず、病人に接近せる健

者により。或は空氣によりても其四隣に病毒散布せらるへければ、病人の發生したる場所にては、嚴重なる消毒を施し病毒の散蔓を防くこと緊要なり、又病人の出たる家など、交通することは最も危険なれば、堅く避けざるへからず。

六、痘瘡の蔓延を防ぐには、患者と交通せざるを第一とす、故に決して患者を其家に止むることなく直に一定の隔離病舎に移すへし、蓋し隔離病舎には、常に患者をして適當なる治療と、看護等を受けしむるの設備あるのみならず、又病毒の散蔓を防ぐの施設あるを以てなり、故にかかる痘瘡隔離病舎には職務上止むを得ざるもの、外は決して出入すべからず、又病舎に關係あるものば他の健康者と接することを避けざるへからず

○消毒

七、患者の發生したる場合には、室内は毎日消毒薬を用ひて洗ひ、空氣の流通を能くすへし、總て患者の使用せる物は、蒸氣消毒又は消毒薬（五%石炭酸、リゾール石鹼等）にて消毒すへし、殊に患者の水疱又は膿疱の内容物が乾燥するときは、極めて抵抗力大なる病毒を含み何時他へ、感染せぬとも限らざるを以て、綿帶の如き膿汁に汚染したるものは、直に焼却するか又は消毒薬にて消毒す可し。

八、痘瘡患者の平癒したるものも、尙皮膚に痂皮等の附着する間は、四圍に病毒を散布するの危険あるものなれば、石鹼を以て屢々體を清め、尙醫師の指揮に従ひ皮膚面を消毒し、危險なきに至りて後初めて他と交通すへし。

九、患者の一び止まりたる室内は、器具等を他へ動かすことなく其まゝになし置き、醫師の指揮に従ひ、根本的消毒を施すへし。

十、痘瘡患者の死體は傳染の危険極めて大なり、故にかかる死體に湯灌等を行ふは、最も病毒を他へ散蔓するの危険多きものなれば、検疫官の指揮に従ひ出来得る丈け速に消毒納棺して火葬に附すへし。

十一、患者の寝具、衣類其他の便用品は、如何なる事情あるも、決して直ちに之を他に轉用し、或は他へ授與す可からず、是等の物品は病毒を含ひ故、嚴重なる消毒を施さるへからず、其他上記の物品は消毒せずして、之を搬出することも亦嚴禁なり。

○品評會開催度數調

大正元年

主催團體名	品評會ノ種類	開設年月	出品人員	總點數	上品	中品	備
沼田町農會	農產物立毛品評會	大正元年十月	七八	一二二	八〇		
利南東報德社	立毛品評會	大正元年九月	一六四	一二六	六四		
薄根村農會	稻立毛品評會	大正元年十月	五七一	一二六	五七一		
古馬牧村青年會	農產物手工作品評會	大正元年十月	六〇	一六〇	一〇三	?	
上牧支部	大小麥立毛品評會	大正元年五月	六六	六六	三九	一〇〇	
川田村農會	稻立毛品評會	大正元年十月	三九	三九	三九	六六	
全	大正二年	大正二年九月	一八〇	一八〇	一一二	一二九	
沼田町農會	農作物立毛品評會	大正二年十月	九五	九五	九五	九五	
利南村農會	立毛品評會	大正二年九月	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	
利南東報德社	立毛品評會	大正二年九月	六〇	六〇	六〇	六〇	
白澤村農會	農產物品評會	大正二年二月	二二七	二二七	二二七	二二七	
白澤村青年會	大正一年二月	大正二年十二月	三三八	三三八	三三八	三三八	
片品村農會	立毛品評會	大正二年九月	四六	四六	四六	四六	
川場村農會	水稻多穫競爭會	大正二年九月	九五	九五	九五	九五	
池田村	立毛品評會	大正二年十二月	四五七	四五七	四五七	四五七	
下發知青年會	農產物手工作品評會	大正二年十一月	二六	二六	二六	二六	
古馬牧村青年會	立毛品評會	大正二年十一月	四八	四八	四八	四八	
水上村	農產物手工作品評會	大正二年十二月	九五	九五	九五	九五	
小仁田報德社	園藝品品評會	大正二年十二月	一二	一二	一二	一二	
桃井村	農作物立毛品評會	大正二年五月	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	
北桃信用組合	蚕飼育品品評會	大正二年六月	四〇稻大豆小豆粟稗	四〇稻大豆小豆粟稗	四〇稻大豆小豆粟稗	四〇稻大豆小豆粟稗	
川田村農會	大小麥立毛品評會	大正二年九月	五〇	五〇	五〇	五〇	
全	久呂保小學校	稻大豆立毛品評會	大正二年二月	七七	七七	七七	
同窓會	農作物品評會	大正二年六月	五三	五三	五三	五三	
沼田町農會	農作物立毛品評會	大正二年五月	三八	三八	三八	三八	
利南村農會	農作物立毛品評會	大正二年五月	二六	二六	二六	二六	
利南村農會	農作物立毛品評會	大正二年六月	四七	四七	四七	四七	
久呂保小學校	農作物品評會	大正二年二月	九	九	九	九	
全	大正三年	大正三年九月	一七七	一七七	一七七	一七七	
沼田町農會	農作物立毛品評會	大正三年十月	八六	八六	八六	八六	
利南村農會	立毛品評會	大正三年九月	一六八	一六八	一六八	一六八	
利南村農會	立毛品評會	大正三年九月	一七七	一七七	一七七	一七七	
利南村農會	立毛品評會	大正三年九月	一二二	一二二	一二二	一二二	

桃野村農會	稻作立毛品評會	大正四年十月
北桃信用組合	農作物立毛品評會	大正四年十月
全上津上、中、下區青年聯合	手工製作品々評會	大正四年三月
新治村	蔬菜類、果物	大正四年十一月
川田村農會	大小麥立毛品評會	大正四年六月
全	稻立毛品評會	大正四年十月
沼田町農會	農作物立毛品評會	大正四年十月
全	堆肥品評會	大正五年十一月
利南村農會	堆肥品評會	大正五年十一月
利南東報德社	堆肥品評會	大正五年十月
白澤村農會	堆肥品評會	大正五年九月
全	農產物品評會	大正五年三月
池田村下發知青年會	立毛品評會	大正五年三月
全奈良青年會	立毛品評會	大正五年三月
全發知新田青年會	小作米品評會	大正五年三月
古馬牧青年會	小作米品評會	大正五年三月
池田村農會	立毛品評會	大正五年三月
薄根村地主會	立毛品評會	大正五年三月
全下牧支部	堆肥品評會	大正五年三月
全真庭政所支部	小作米品評會	大正五年三月
水上村農會	農作物及手工品々評會	大正五年三月
小仁田報德社	苗代品評會	大正五年五月
水上村養蠶組合	農作物及手工品々評會	大正五年十一月
桃野村上津中、下區青年聯合	手工製作品々評會	大正五年十一月
全北桃信用組合	農作物立毛品評會	大正五年二月
農作物立毛品評會	農作物立毛品評會	大正五年二月
水上村農會	農作物立毛品評會	大正五年三月
小仁田報德社	農作物立毛品評會	大正五年三月
水上村養蠶組合	農作物立毛品評會	大正五年三月
桃野村上津中、下區青年聯合	農作物立毛品評會	大正五年三月
全北桃信用組合	農作物立毛品評會	大正五年三月

各部落ヨリ
出品セシメタシ候
ノニ付定セリ
モルラ

新巻校同窓會	蔬菜類果物品評會	大正五年十一月	二二二
新治村農會	堆肥品評會	大正五年十月	一八八
川田村農會	大小麥立毛品評會	大正五年六月	七九
全	堆肥品評會	大正五年十月	二四一
糸之瀬村農會	全	大正五年十一月	七七
全	大正六年	年	七九
沼田町地主會	小作米品評會	大正六年二月	五六
薄根村地主會	全	大正六年三月	五四
糸之瀬養蚕組合	生繭品評會	大正六年一月	三八
			五
			一六九
			四三七
			二〇七
			八八
			五一
			五
			七七
			六三

○利根郡農會役員選舉ノ結果及町村農會役員改選當選者氏名

○利根郡農會役員選舉ノ結果

本郡農會役員ハ去ル三月三十一日滿期トナリタルヲ以テ六月九日臨時懇會ヲ開キ選舉ノ結果左ノ通

り當選シタリ

會長	野中富三郎	評議員	關準藏
副會長	高野善助	全	片野新助
縣農會議員	金井永次郎	全	林源五郎
全豫備議員	黒岩佐善太	全	阿部武三
評議員	小林光三郎	評議員	員

○町村農會役員改選、當選者氏名

町村名	農會	副會長	郡農會議員
沼田町	高野善助	高野善助	曾田寅吉
	金子順太郎	金子順太郎	田村新兵衛
	金井永次郎	金井永次郎	田村
	小林甚太	小林甚太	大竹茂藏

曾田寅吉
田村新兵衛
田村

大竹茂藏

白澤村

藤井後六郎
關藏桑原田
桂藏小林宇助
啓歲萩原彥三郎
池田傳左衛門和田三吉
戸部茂作

生方新太郎

東村

星野雅一郎
高橋廣松小林光三郎
金子健三郎井上文次郎
金子利太郎星野伊三太
小林萬吉萩原友吉
金子仙次郎高橋廣松
宮田勘次郎

片品村

古野和三郎
田邊要次郎星野勝次郎
入澤市平桑原準藏
星野勝次郎星野丑松
入澤市平吉野琴八
星野佐太郎星野勝次郎
萩原友吉

川塙村

高井安兵衛
宮田曾吉高井勝次郎
入澤市平高橋廣松
金子健三郎高橋廣松
金子仙次郎高橋廣松
宮田勘次郎

池田村

赤井潔
赤井卷十郎高橋勝次郎
星野勝次郎桑原仲藏
星野佐太郎星野一正
小林猪之助吉野琴八
星野佐太郎吉野勝次郎
高橋廣松

薄根村

片野新助
長谷川瀧之助高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
高橋勝次郎能登子之吉
高橋勝次郎星野傳兵衛
星野佐太郎星野傳兵衛
星野佐太郎

古馬牧村

鈴木周太郎
松井田武作高橋勝次郎
星野勝次郎増田鶴治郎
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

水上村

鈴木貞司
内海新二郎高橋勝次郎
星野勝次郎増田鶴治郎
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

桃野村

鈴木貞治郎
内海新二郎高橋勝次郎
星野勝次郎鶴淵啓三郎
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

新治村

木檜仙太郎
菅原萬五郎高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
星野新太郎星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

川田村

澤浦權之助
堤徳重郎高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
星野新太郎星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

久呂保村

澤浦權之助
堤徳重郎高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
星野新太郎星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

糸之瀬村

澤浦權之助
堤徳重郎高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
星野新太郎星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

赤城根村

澤浦權之助
堤徳重郎高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
星野新太郎星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

藤井村

澤浦權之助
堤徳重郎高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
星野新太郎星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

林村

澤浦權之助
堤徳重郎高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
星野新太郎星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

林村

澤浦權之助
堤徳重郎高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
星野新太郎星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

林村

澤浦權之助
堤徳重郎高橋勝次郎
星野勝次郎須田新太郎
星野新太郎星野鶴之助
星野鶴之助星野鶴之助
星野鶴之助

○北海道移住者より左の通り本縣知事に経過を報告せられたり右は將來移住希望者の参考となるへ
きに依り茲に之を掲ぐ

報 告 書

北海道膽振國虻田郡真狩村字尻別原野

邑樂郡移住群馬團体

八拾貳戸總代人 日下部宗三郎

右自分等團体は明治四十三年の大洪水の爲め資財を失ひたる罹災民にして翌四十四年四月七日故里總出發其際前群馬縣神山知事殿邑樂郡長塙任殿の御仁惠を以て恩典の補助に與り尙其外特別の取扱を受け保護の爲め縣廳に於て移民深官として彌吉茂吉殿細野重清殿邑樂郡役所に於て神戸清殿越澤誠一郎殿大島村自分の郷村より野山村長駐任巡査笛本一郎娘其他總保護として縣廳よも福江營部殿亦十字社支部に於て塙越醫師新井津金の両看護婦を添へ同月十日に北海道狩太驛に着其時歓迎の御賢公は北海道廳の係官後志支廳長東郷重清殿外に直狩村長狩太村長附近の部落住民重立ちたる人々の歓迎を受け同驛に於て休憩午餐をなしことに於て東郷支廳候殺の説諭ありされより真狩村の中真狩別と稱する市街に到る其の里程二里なるも四月中旬のこと故道路は雪解け歩行困難にして轟澤警部殿はじめ看護婦殿自分に到るまで小兒を背負ひ或は手を引きやうやくにして同市街に着同夜この所に宿泊す翌十一日

真狩別市街より約二里を歩み留壽都ニ稱する市街に着この地に於て土地の有志より懇切なる補助を受け寺院に宿泊すことにて豫定存置五百十町歩の區劃抽籤番號を行ひ各自の貸付地決定せられ翌十二日現場まで御係官に保護の上送られ入地せし裏さに先鋒隊として十二人渡道なし便利の爲め共同小屋間口二十間奥行三間の小屋三箇所に一棟づゝ新築なし置きたる小屋に入居させり人家を離るゝこと約二里半へ跡なき四面積雪の中に居住し其翌十三日に至り道廳の係官支廳の係官縣廳よりの係官郡役所の係官大島村長駐任殿等の御賢公現場まで慰問に來り種々懇切なる御説諭下され御賢公等は直ちに歸戻仕り其時は我々等は實父乳谷兄の慈母に別るゝか如く漸次愁悽る様なるも團體は皆決意を以て移住なせし者につきそれゝ生活の方法を講し居るも四圍は樹木鬱蒼として繁茂し日晝々雖も尙聞の如く笛は一丈餘もあるし雜草蔓草牛ひ伏り自分の貸付地に行くことも容易に出来ざる故各自心痛惜み居るもここに天祐ありて人力を助くる妙處ありてここに北海道は明治四十四年度は山火延焼し團體區劃も山火の爲め鬱蒼たる原野も灰となり漸次にして通行も出來ることに始めて開墾に從事せずも三ヶ年間急遽に迫りたる者あるに就き其方策の爲め内地に行き移住者出身の役場に告し哀願乞ひたるも同情を表する利なくたゞ塙邑樂郡長殿の御助勢にて梅島村有志より金拾貳圓五拾錢大島村より金拾圓合金貳拾貳圓五拾錢の惠金に與り候に付き該金固は同體ある有志者の御慈悲の金のごとを告げ分與なせり

其翌大正四年度より土地の開墾も出来漸く一ヶ年の食糧も収穫あひて始めて土着の心も生し居り候。ところ翌五年度は堅固なる團員の苦心勤勉督勵のもとに土地の開墾も大いに出来極力從事したる結果、收穫もあり又歐州戰乱の影響か雞豆の大勝貴となりこゝに各戸も再び蘇生したる感あり。されども人は認忍の耐忍にありて明治四十四年度北海道移住團結は八十二戸の出願なるも同年四月七日總出發の節渡道なしたる戸數は六十八戸にして十四戸の減戸をなせり故に官廳より補缺を命したるに付翌明治四十五年六月再び自分故里に立戻り邑樂郡にて十三戸前橋市にて壹戸都台十四戸の補缺を編成し出願の上八十二戸團體全部を決了なすも三ヶ年の不作の爲めか事故の爲めか大正五年十二月迄に三十二戸の廢家を見たりよりて今現在戸數は五十戸にて人員全員にて三百三十二人然れども決心堅固なる殘戸五十戸は特に勉勵努力して開墾耕作なしたる結果大正五年度は一ヶ年食糧を除くの他一戸五百圓より二千二百圓平均七百圓余に達し合計三万六千圓は正に收穫を得てこれまで負債ありたるものも昨年一年ヶ年に於て抹消済となり尙餘金ありて赤十字社に加盟するもの十三戸債券貯蓄を申込みたる者三十人生命保險會社に加入するもの十五人其他郵便貯金を獎勵致し居り候尙々昨年十二月迄に團體に貸付になりたる五百拾町歩の土地の中三百八十五町歩は己に付與に相成、殘地は百二十五町歩なるもこの土地は廢家たる三十二人の土地なりしを殘員五十戸にて増貸付受けたる分にして向ふ二ヶ年間開墾する場合は全部村與済となるべき次第にして又團體中にて馬匹は二十頭養鶏五百羽あり。交通上二里余行

けは留壽都市街あり。この地に眞狩村役所、高等小學校、郵便局、巡查駐在所、森林監守駐在所、亞麻會社等ありて日用の家具食糧等もこゝにて給與す又同里敷のところに喜茂別と稱する市街ありてこゝにも郵便局あり後日この地に汽車出來得ることにて目下測量中にして又就學兒童は二十五町位の場所に教授所新築なし我團體に於ても寄附金參百圓寄附なしこゝに於て教授を受け居り候尙團體には青年會も組織しありて森林防火組合も組織ありて團員一同公共に熱心に心掛け居り又本年度より御惠與に與りたる補助金及梅島村有志者より惠金及大島村より御惠金の内萬分の一を報せんことを心掛け居り候次第に付右等自分團體の經過略報告候也

大正六年一月十五日

右

日 下 部 宗 三 郎

群馬縣知事 三宅源之助殿

○町村吏員ノ異動

(大正六年四月以後) 於ケル町村吏員ノ異動

五月八日
五月卅日
四月十日
五月一日
五月廿三日
五月九日
四月四日
四月十七日
四月廿三日
四月四日

任滿全任辭全認滿滿認
期職可期期可

久呂保村 糸之瀬村 新治村 古馬牧村 薄根村 全
全
全

全役長記

高山和三郎
片野新助
長谷川瀧之助
岡村喜平
櫛淵里治
持木萬作
根岸輝之助
林源五郎
中島万之助

三月卅一日任

古馬牧
南尋高校

須川尋高校

沼田尋高校

桃野尋高校

五上

全

鈴木卯作
鶴淵万龜太

本多三郎

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

片山

廣壽

高橋

守平

林さわ

關口嘉助

高橋嘉助

清

廣瀬

松野春風

春風

武一

田畠正男

角田謙

全全全全全全全全全全全全全全全
四月卅日

全全全全全全全全全全全全全全全
增俸

須川尋高校
新卷尋高校
水上尋高校
桃野尋高校
古馬牧南尋高校
古馬牧尋高校
東尋高校
川崎尋高校
池田尋高校
薄根尋高校
七上
八下
六下
九上
七下
四下
七上
八上
八下
七下
七上
八下
七下
六下當分廿五

全全全全全全全全全全全全全全全
八下

全全全全全全全全全全全全全全全
訓

導訓導訓導訓導訓

鶴淵万龜太
井上昇三郎
原澤元
原澤元
笛田久太郎
鈴木徳藏
小池源重郎
内田福治
熊澤欽一
片桐義猷
林公平
熊澤達二
増尾政治
鈴木卯作
原澤一郎
原澤一郎
鈴木久太郎
原澤元

全全全全全全全全全全全全全全全
四月廿八日

全全全全全全全全全全全全全全全
特加
全全全全全全全全全全全全全全全
退職
全全全全全全全全全全全全全全全
增俸
全全全全全全全全全全全全全全全
增俸

池田尋高校
片品尋高校
全全全全全全全全全全全全全全全
藤原尋常校
赤城根中部尋常校
東村尋高校
沼田尋高校
升形尋高校

全全全全全全全全全全全全全全全
七下當分廿一
六下當分廿六

全全全全全全全全全全全全全全全
準訓

導訓導訓導訓導訓

齊藤琴次
廣瀬浩
齊藤連四郎
堀越逸郎
金子お今
笠井たみ
番場彌平治
田畑武一
關留太郎
角田謙
とわ
小林きく
片野織平
廣瀬昌次郎

訓導兼全尊全尊全尊全尊全

生方	清水	關谷	小林	黑澤	田畠	鹽野	小川	尖	桑原	三
									森下和重	阿左見福

訓	訓	訓	訓	訓
准	長	校	枝	口
太田	辰明	廣正	春風	守平
松村	山田	良太郎	山田	關口
林	彌作	常菊	見城	高橋
小尾	上	豹治	楓原	宮下
常菊	三	豹治	貞次郎	茂樹
上	三	楓原	於島	於島
彌作	三	見城	宮下	宮下
春風	三	高橋	貞次郎	貞次郎
守平	三	廣正	於島	於島

○代用數員

辭令月日

三月卅一日

新任學校名
任
解職

現任學校名
系之潤等高校

全種
三五、二

氏
名

全全全

1

全解任全全全

桃野尋高校
川田尋高校
子持尋高校
赤城根
西尋常校
池田尋高
桃野尋高

全裁縫三五、二

高橋 豊治
持木 萬作
相見 条作
漢島 チヨ
田畠 武一
龜岡 得成
野村 イサ

三月卅一

任

升形尋高校

三五

諸田長太郎

任川田尋高校 任亦城根西校 任赤城根東校
全全解職 全全任全解職 任桃野詩高校

川田尋高棲
徒涉尋常校
川田尋高校
旭尋常校
久呂保尋高校
古馬牧
赤城根西校
川田尋高校
古馬牧南校
幸知尋常校
水上尋高校
幸知尋常校
片品尋高校
新卷尋高校

全 裁縫 全 全 全 全 全 全 裁縫 全 三五、二 全 裁縫 全 三五、二 全 裁縫 全 三五、二

諸田長太郎 植淵 梅澤 藤井 片山 鎮子
梅澤 さし 藤井 友二 阿部 剛 阿部 剛
細野 鶴淵 かめ ナカ ナカ
諸田 どみ 齊藤 ひら ひら
小林 徳衛 志賀 重信
阿部藤三郎 阿部藤三郎
飯島 はる 須藤 しま

五月廿三日

解依頤

須川尋高校
藤原尋常
桃野尋高校

七四二

全全

荻野 ひさ
石曾根イキ

○實業補習學校教員

新任學校名	轉任學校名	現任學校	退職	辭令月日
全	全	全	全	三月卅一日
川田補習校	片品補習校	浪野補習校	子持補習校	全
桃野補習校	新治補習校	白澤補習校	新治補習校	全
桃野補習校	桃野補習校	桃野補習校	桃野補習校	全
月	月	月	月	月
一	二	三	四	五
七	二	三	一	二
全	全	全	全	全
全	全	全	全	全
准訓心得	訓導心得	訓導心得	訓導心得	准訓心得
高橋 豊治	野村 イサ	瀧村 チヨ	阿部權十郎	氏名
相見久米作	野村 イサ	瀧村 チヨ	阿部權十郎	相見久米作

{87}

大正六年七月二十日
大正六年七月廿二日

（非賣品）

發行人 利根郡長 野中富三郎

利根郡書記

月

角治

印刷

發行

印 著人

須 須

吉

久

地

七番地

發行所

朱木林書